

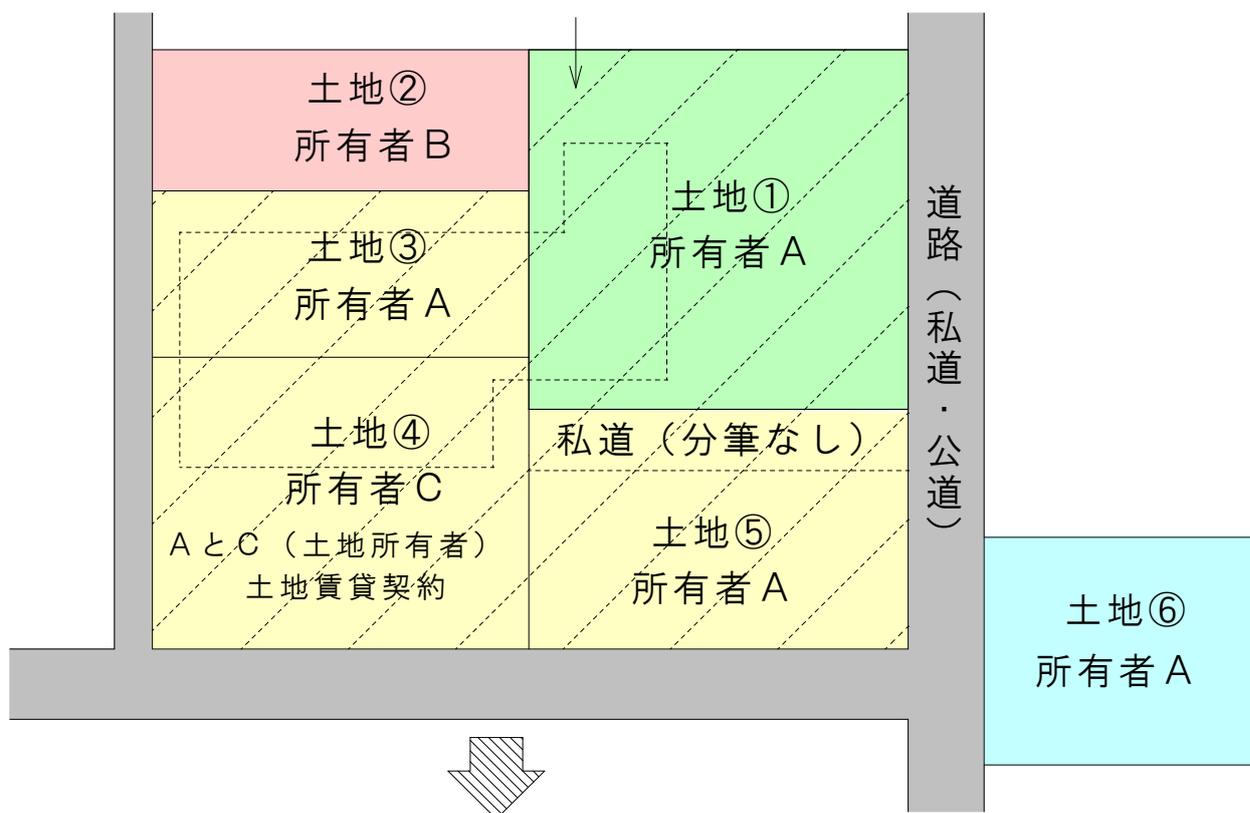
# 連続する土地の考え方について

## 【主な考え方】

- 一体となって土地の使用がみとめられるもの。
- 土地の登記簿上の所有者が同一と認められる場合
- 隣接する土地を所有者が賃貸契約等している場合  
(法人名義と当該法人役員の個人名義が同じ場合は同一敷地と見なす。)
- 道路等で隔てられている土地は連続した土地ではない。  
(登記簿上分筆されていない場合は同一敷地と見なす。)

## 【土地①と他の土地との関係イメージ】

土地①と土地③と土地④と土地⑤は一体となって使用がみとめられる。



	土地②	土地③	土地④	土地⑤	土地⑥
土地①	連続する土地 ×	連続する土地 ○	連続する土地 ○※	連続する土地 ○	連続する土地 ×

➤ ※ C の土地使用同意書必要

### ◎土地①について

土地③、土地④、土地⑤は連続する土地。

※土地④は A と C と賃貸借契約等が確認できるため連続する土地。

土地②、土地⑥は連続する土地と認められない。